

北上市告示甲第30号

北上市意思疎通支援事業実施要綱（平成26年北上市告示甲第5号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前			改正後			
別表（第10関係）			別表（第10関係）			
種別	業務費用	移動費用	種別	業務費用	移動費用	
手話通 訳者 要約筆 記者	(1) [略]	(1) [略]	手話通 訳者 要約筆 記者	(1) [略]	(1) [略]	
	(2) 活動時間が1時間以上1時間30分以内 3,080円	(2) 30分以上の移動の場合		(2) 活動時間が1時間を超え1時間30分以内 3,080円		(2) 30分以上の移動の場合
	(3) [略]			(3) [略]		
手話奉 仕員 要約筆 記奉仕 員	(1) 活動時間1時間まで <u>980円</u>	30分まで ごとに <u>490円</u>	手話奉 仕員 要約筆 記奉仕 員	(1) 活動時間1時間まで <u>1,180円</u>	30分まで ごとに <u>590円</u>	
	(2) 活動時間が1時間を超える場合に <u>980円</u> に活動時間30分までごとに <u>490円</u> を加算			(2) 活動時間が1時間を超える場合に <u>1,180円</u> に活動時間30分までごとに <u>590円</u> を加算		
備考 改正部分は、下線の部分である。						